

藤沢市潜在保育士保育体験費用補助金

1. はじめに

この潜在保育士保育体験費用補助制度は、保育士資格を有してはいるものの、現在離職中である潜在保育士であり、藤沢市内の保育施設への復職を希望する方を対象に、保育体験に必要な費用を補助するものです。

※保育施設・・・法人または個人が運営する施設

- (1) 児童福祉法第39条第1項に規定する 保育所
- (2) 認定こども園法第2条第6項に規定する 認定こども園
- (3) 児童福祉法第24条第2項に規定する 小規模保育事業所・家庭的保育事業所

※保育体験

保育士として就職するうえでの事前知識の習得及び就職に向けての不安解消を目的とする職場体験の受け入れを藤沢市内の公立保育所で行う事業

2. 補助対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する方

- (1) 藤沢市内に居住し、藤沢市内に住民登録がある方
- (2) 保育士資格を有し、藤沢市内の保育施設への復職を希望していること。
- (3) 類似の補助制度を受けていないこと。

3. 補助額等

補助対象経費	・保育体験を行う際に必要となる交通費（自宅から受入施設まで） ・細菌検査等の検査費
補助額	実費相当額（検査費については、1万円を上限）

4. 申込方法

潜在保育士保育体験費用補助金を受けようとする方は、次の書類を保育体験が修了した日から翌月の末日までに提出してください。

- (1) 藤沢市潜在保育士保育体験費用補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 受入施設が発行する保育体験修了証の写し
- (3) 交通経路の報告書
- (4) 検査費の領収書の写し

5. 決定後の手続き

交付決定後に、藤沢市指定の請求書を提出してください。

6. 補助金の交付

補助金の交付については、請求書にて指定いただいた口座に振り込みます。

7. Q&A

Q1 保育施設に復職しなかった（できなかった）場合は、返還対象ですか？

A1 この制度の主な趣旨は、保育体験の機会を促進するものなので、
復職しなかったから補助金を返還ということはありません。

Q2 補助対象者の条件として、年齢・性別の条件はありますか？

A2 ありません。

≪書類の提出先及びお問い合わせ先≫

藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 法人担当

住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3F

電話：0466-25-1111（代表）

0466-50-3526（直通）